午後1時3分再開

- 議 長(佐藤 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長(佐藤 淳君) 企画部長。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) 先ほどは答弁が遅れて申しわけございませんでした。ご質問についてお答えをいたします。

藤岡市と鬼石町が合併して新市が誕生したときに、合併市町村補助金というものがありす。これは、合併した市町村の合併にかかわる経費に対して措置されるもので、3カ年合計で3億円措置されます。これが鬼石町の議員に在任特例を適用した場合の経費に充当できると思いますが、3億円の使途については今後全体予算を見た中で検討していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第77号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されまし

た。

議案第78号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第78号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第78号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う農業 委員会の委員の任期に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の 起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第79号藤岡市及び多野郡鬼石町の廃置分合に伴う地域 審議会の設置等に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立 を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。
 - 第12 議案第80号 鬼石町の廃置分合による脱退に伴う多野藤岡広域市町村 圏振興整備組合の財産処分に関する協議について
 - 議案第81号 鬼石町の廃置分合による脱退に伴う藤岡、新町、吉井、 鬼石環境衛生事務組合の財産処分に関する協議について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第12、議案第80号鬼石町の廃置分合による脱退に伴う多野藤岡広 域市町村圏振興整備組合の財産処分に関する協議について、議案第81号鬼石町の廃置分 合による脱退に伴う藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の財産処分に関する協議に ついて、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役の登壇を願います。

(助役 関口 敏君登壇)

助 役(関口 敏君) 議案第80号及び第81号は、平成16年11月25日に藤岡市と鬼石町 が合併協定書に調印し、平成18年1月1日から鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入 することにより鬼石町が加入している一部事務組合から脱退することに伴う当該組合の財 産処分に関する協議であります。関連しますので、一括してご説明申し上げます。

平成18年1月1日から藤岡市が鬼石町を編入合併することに伴い、地方自治法第292条において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、財産処分の議決を必要とするものであります。本項における財産には、関係市町、藤岡市と鬼石町が構成団体となっている一部事務組合の財産も含まれるものであり、一部事務組合の全構成団体がそれぞれの議会の議決を経た上で協議して定める必要があります。

議案第80号は、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の構成団体の合併でありますので、

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の財産のうち廃置分合により脱退する鬼石町の持ち分、 廃置分合期日の前日現在における鬼石町に帰属すべき財産の持ち分及び負担部分について は、廃置分合期日に藤岡市に帰属させるというものであります。多野藤岡広域市町村圏振 興整備組合の全構成団体であります藤岡市・新町・鬼石町・吉井町・上野村・神流町のそ れぞれの議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第81号は、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の、同じく構成団体間の合併でありますので、藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の財産のうち廃置分合により脱退する鬼石町の持ち分、廃置分合期日の前日現在における鬼石町に帰属すべき財産の持ち分及び負担部分については、廃置分合期日に藤岡市に帰属させるというものであります。藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の全構成団体であります藤岡市・新町・吉井町・鬼石町のそれぞれの議会の議決を求めるものであります。なお、関連する組合規約の変更につきましては、廃置分合期日までに協議して議会議決を行うことになるものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くだ さいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第80号鬼石町の廃置分合による脱退に伴う多野藤岡広域市町村圏振興整備組合の 財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号鬼石町の廃置分合による脱退に伴う多野藤岡広

域市町村圏振興整備組合の財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第81号鬼石町の廃置分合による脱退に伴う藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務 組合の財産処分に関する協議について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号、鬼石町の廃置分合による脱退に伴う藤岡、新町、吉井、鬼石環境衛生事務組合の財産処分に関する協議について、本案は原案のとおり 決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。
 - 第13 議案第82号 藤岡市税条例の一部改正について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第13、議案第82号藤岡市税条例の一部改正についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我亘弘君登壇)

市民環境部長(有我亘弘君) ご説明前にお願い申し上げます。

21ページの藤岡市税条例の一部改正についての下から5行目、信託業法(平成16年 法律第 号)の法律番号が空欄になっていますが、議案配付時には法律番号が決定してい なかったため空欄となっております。12月3日に公布となり、法律番号が154号とな りましたので、お手元の配付資料にお差しかえをお願い申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。議案第82号藤岡市税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。現下の経済、財政状況等を踏まえつつ持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するため、地方税法等の一部が改正され、平成16年3月31日に公布されましたが、老年者控除の廃止の適用日が平成17年1月1日であることや、信託業法が11月26日に成立、12月3日に公布となったことなどにより、3月31日に専決処分を行わなかったものについて藤岡市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、個人市民税において老年者控除が廃止されたことによる規定の整備、法人市民税において建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律により防災街区整備事業組合が広域法人等とみなされたことによる規定の整備、信託業法により外国法人でも日本国内で信託業を営むことができるとされたことによる規定の整備、固定資産税において市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律により合併特例区が創設され、特別地方公共団体とされたこと、また家屋の附帯設備にかかる課税関係の見直しにより地方税法第343条第9項が創設されたことによる規定の整備を行うものであります。

以上簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

斉藤千枝子君。

5 番(斉藤千枝子君) 国の法律の準用なのですが、1点ちょっとお伺いたします。

老年者控除額が住民税ですので、多分48万円ある一定以上の所得の高齢者の方から控除額がなくなるということで、高齢者の方にとっては増税という形になってしまうわけですけれども、藤岡市においてこれでどのくらい住民税が増えるのか。概算でよろしいのですが、教えていただければと思います。

議長(佐藤淳君)市民環境部長。

(市民環境部長 有我亘弘君登壇)

市民環境部長(有我亘弘君) お答えさせていただきます。

平成16年度の場合でございますが、先ほどのお話にありましたとおり控除額が48万円ということの中で1,444人おりまして、税額にいたしまして2,684万1,600円という金額になるわけでございます。

以上でございます。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号藤岡市税条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。
 - 第14 議案第83号 藤岡市文化財保護条例の一部改正について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第14、議案第83号藤岡市文化財保護条例の一部改正についてを議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) 議案第83号藤岡市文化財保護条例の一部を改正する条例について、ご説 明申し上げます。

改正をお願いする条例第10条につきましては、指定文化財の管理、修理等の補助金交

付でありますが、補助の形態として委託、謝礼等の方法もあることから、見出しの「補助」 を「補助等」に改め、条文中の「補助金」を「補助金等」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定 くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 1 5 番 (木村喜徳君) これは、「等」をつけるということなのですけれども、そうするとこれは補助金とか、そういうものを幅広く出しやすくなるという判断でいいのですか。
- 議 長(佐藤 淳君) 教育部長。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) ご質問にお答えさせていただきます。

補助金を出しやすくするというのではなくて、金額とか、いろいろによりまして補助金とか、例えばこの場合には謝礼にするとか、そういう形の方が幅広く使えるかということで、この改正をお願いしたものでございます。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号藤岡市文化財保護条例の一部改正について、本 案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
 - 第15 議案第84号 藤岡市保育所条例の一部改正について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第15、議案第84号藤岡市保育所条例の一部改正についてを議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第84号藤岡市保育所条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの改正は、保育委託できる民間保育所、社会福祉法人共栄会立石保育園の老朽 化による施設整備に伴い移転したもので、改正内容につきましては別表2の保育園位置を 立石1441番地から、立石779番地1に変更するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定く ださるようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第84号藤岡市保育所条例の一部改正について、本案は 原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。
 - 第16 議案第85号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第16、議案第85号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する 協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 金井秀樹君登壇)

総務部長(金井秀樹君) 議案第85号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し 上げます。

本件は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、関係自治体の協議により定めるものとされており、本議会に議決をお願いするものであります。

変更の内容につきましては、市町村の廃置分合に伴う組合財産の処分に準じ、当然解散することとなる一部事務組合の財産の処分について、第12条の規定によるほかは行わないこととし、解散組合に帰属する組合財産の持ち分については、解散組合の事務を継承する地方公共団体が継承することとするため改正するものであります。また、継承団体が引き続き、または新たに本組合で退職手当支給事務を共同処理する場合には、解散組合に対して第12条の規定は適用しないこととする。ただし、引き続き、または新たに退職手当組合支給事務を共同処理する継承団体が退職手当支給事務の共同処理を取りやめるときは、組合解散の負担金総額の100分の90に相当する額及び退職手当支給総額を加算して第12条の規定を適用することとするため改正するものであります。また、継承団体が退職手当支給事務を共同処理する場合には、解散組合の職員分に限っては解散組合の持ち分の出資をもって第13条の規定による加入負担金にかえることができるとするため改正するものであります。

また、平成17年1月1日から当組合組織団体である伊勢崎市・赤堀町・東村及び境町が廃され、その区域をもって伊勢崎市が設置され、同日から別表第2の2の項及び3の項の事務を本組合にて共同処理するため改正するものであります。また、当組合の組織団体である伊勢崎佐波広域市町村圏振興整備組合及び伊勢崎佐波医療事務市町村組合が平成16年12月31日限りで解散することや平成17年2月13日から本組合の組織団体である白沢村及び利根村が廃され、その区域が沼田市に編入されること、ほかにも平成17年2月13日から本組合の組織団体である「沼田市外三箇村清掃施設組合」の名称が「沼田

市外二箇村清掃施設組合」と変更されるため改正されるものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くだ さいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する 協議について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
 - 第17 議案第86号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第17、議案第86号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更 についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) 議案第86号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、ご 説明申し上げます。

今回の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係

自治体の協議により定めるものとされており、本議会において議決をお願いするものであ ります。

まず、変更の第1点目は、組合規約第5条の議会の組織に関する一部改正であります。 現在の神流町議会議員については、合併特例法第7条第1項第1号の規定に基づき、在任 特例期間を23月と定めてありますが、その期間が平成17年2月28日をもって満了し ます。そこで、組合規約の一部改正を行い、議員定数を「21人」から「20人」に、選 出区分については神流町選出の議員を「3人」から「2人」に改めるものであります。な お、施行期日は在任特例期間満了の日の翌日である平成17年3月1日から施行するもの であります。

次に、第2点目は、第5章雑則といたしまして、第15条の関係市町村の数の増減に伴う事務の承継の追加についてでありますが、関係市町村が議会の議決を得てする協議をもって定める規定を設けるものであります。事務の承継は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、その地域が新たに属した地方公共団体がその事務を承継することとなっていますが、債権・債務・公文書・その他の権利及び義務は、承継の区分を定めて複数の団体に振り分けることが困難な場合が多いことが予想されます。また、歳計現金は、地方自治法第237条第1項の財産に該当しないため、同法第7条第4項の財産にも該当しないことになり、合併に伴う財産処分協議とは別に処分方法を協議しなければなりません。このため、これらの処分の法的根拠として地方自治法施行令第218条の2の規定により、本組合規約に本条を追加するものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、 ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更 について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。
 - 第18 議案第87号 藤岡市営戸塚土地改良事業の施行について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第18、議案第87号藤岡市営戸塚土地改良事業の施行についてを議 題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 議案の説明の前に、大変恐縮でありますが、議案の別紙の中に訂正したい 箇所がございます。まことに申しわけございません。おわびを申し上げます。訂正をお願 いいたします部分につきましては、訂正後のものをお手元に配付いたしておりますので、 差しかえをお願い申し上げます。今回差しかえがあり、まことに申しわけありませんでし た。今後は、このようなことのないよう厳重に注意して行ってまいりますので、よろしく お願い申し上げます。

申し上げます。別紙の中の33ページ、下段でございます。6効用の部分の農業生産向上効果の欄の数字を「7965」と訂正させていただきました。また、農業経営向上効果の欄の数字を「21260」計の欄の数字が「28811」でございます。また、35ページの施行にかかる区域の中段の上戸塚の原の地域でございます。ここに「567-4」の追加をお願い申し上げます。次に、38ページの事業費の負担区分の予定を記載した書面の説明の欄、左から4項目目の「県費補担金」となってございますが、これを「県費補助金」に訂正をお願い申し上げます。以上の部分につきましては、訂正後のものをお手元に配付してございますので、それで差しかえをお願い申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案第87号藤岡市営戸塚土地改良事業の施行について、ご説明申し上げます。本事業は、藤岡市東部に位置し、上戸塚・下戸塚地区の一級河川中川に面した28.3ヘクタールの地域を対象として区画整理を実施する

ものであります。地区の営農形態は、米麦・季節野菜を中心とした複合経営であります。 現況の水田は、用・排兼用のため水田の汎用化が図れず、道路は曲折狭小で大型機械導入 の阻害要因ともなっております。ほ場整備により汎用化を図り、作物作付けの選択肢拡大 と換金作物導入を図り、農業所得の安定、優良農地の維持保全のための生産基盤を整備す るものであります。また、当該地区周辺の田園風景は貴重な自然環境となっており、地域 住民の方々の環境への関心も高い所であります。今後の事業実施につきましては、環境型 排水路の工法を検討しており、田園環境に配慮した整備に努めてまいりたいと考えており ます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますよう お願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番(湯井廣志君) 議案第87号藤岡市営戸塚土地改良事業の施行について質疑いたします。 この土地改良事業は、法でいけば3分の2以上の同意があれば施行できますが、このほ 場整備は施行の段階に入ると1軒の反対があっても非常に難しい事業でございます。全地

議 長(佐藤 淳君) 経済部長。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

権者の同意がとれると解釈してよろしいのかお伺いいたします。

経済部長(荻野廣男君) お答え申し上げます。

土地改良法第3条の規定する資格者の3分の2以上の同意を得る必要がございます。これは、議員ご指摘のとおりでございます。県に事業認可の申請を行う際には、少なくとも95%以上の同意をしていかなければならないというふうに考えてございます。この土地改良を進めるに当たりましてアンケートの実施をいたしておりますが、その際の同意の率は95.6%の賛成者がおり、今までの説明会の状況から考えまして実施が可能と考えております。

また、戸塚地区土地改良事業推進委員会を設立いたしまして、区長・区長代理・地権者・ 用水組合役員・地区の農業委員・農協の役員など総勢31人が役員に就任をいたしまして、 事業の推進を目的として活動をいたしております。その戸塚地区土地改良事業推進委員会 からも、議会へ議案として提出して仕事を進めてほしいとの意見をいただいてございます。 一般的に土地改良事業は、長年耕作をいたしました土地への愛着などから、事業の推進に 難しさがあると言われております。しかし、今後は役員等の緊密な連携のもと100%の 方々から同意がいただけるよう努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただき たいと思います。

- 議 長(佐藤 淳君) 湯井廣志君。
- 4 番 (湯井廣志君) しっかりと同意をとっていただきたいと思っております。

39ページに特別徴収金に関する事項というのがございます。農業以外に使用したものは返還しなさいということで、この事項が記載されているわけでございますが、ほ場整備事業というのは、田園風景、また貴重な財産、農業の近代化、優良農地の造成、このようなものを目的とされておりますが、小野地区のほ場整備はごらんのとおり、ほ場整備をしてから2カ所、もう転用されて小野中、また病院ができております。このように、せっかく苦労して施行しても優良農地をごく簡単につぶしているようでございますが、地権者には特別徴収金に関する事項というのを定めておきながら、公共は勝手に優良農地をつぶしている、このようなことに対しての考え方、また特別徴収金、公共に対していかなる考えを持っているのか、その点をお伺いいたします。

議 長(佐藤 淳君) 経済部長。

経済部長(荻野廣男君) 特別徴収金につきましては、土地改良法の第36条の2に定められております。国の補助金にも関係することであり、あらかじめ定めておかざるを得ないものと考えております。また、学校などの建設を行う場合の農地転用につきましては、個別の事業の公共・広域性、あるいは施設の内容などを考慮しながら農用地の除外の件を考慮し総合的に判断していった結果かと考えております。ただ、農地に対する基本的な考え方としては、新鮮な農作物を生産する営農条件を備えている土地につきましては、今後も田や畑でコメや野菜をつくるなど、良好に耕作されることを中心として考えてございます。

以上でございます。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については委員会付託を省 略することに決しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号藤岡市営戸塚土地改良事業の施行について、本 案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。
 - 第19 議案第88号 市道路線の廃止について 議案第89号 市道路線の認定について
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第19、議案第88号市道路線の廃止について、議案第89号市道路 線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第88号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は、1件1路線でございます。市道6101号でございますが、藤岡市内の生活協同組合コープぐんまの開発申請予定地を分断する形で延びている道路であり、生活協同組合コープぐんまから地元区長の承諾書を添えた廃止申請がありました。それに基づき路線の廃止を行い、再編成する必要が生じたため議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第89号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、3件4路線でございます。初めに、市道1361号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。次に、市道6101号線でございますが、廃止申請に伴い残された路線の認定であります。次に、市道8306号線及び市道8307号線でございますが、土地改良事業に伴い新設された道路であります。以上、3件4路線を管理していくに当たり、路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第88号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います (「なし」の声あり) 議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第88号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり 決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第89号市道路線の認定について、本案は原案のとおり 決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。
 - 第20 議案第90号 平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第20、議案第90号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市 長(新井利明君) 議案第90号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)について、 ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ1億5,353万2,000円を追加し、186億8,027万4,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、1.9%の伸びとなっております。

次に、第2条の地方債でありますが、第2表のとおり変更として毛野国白石丘陵公園整備事業の1件であります。細部については、助役より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

議 長(佐藤 淳君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助 役(関口 敏君) 続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。 最初に、人件費につきましては、給料や手当等を費目ごとに精査し、総額で2,511 万1,000円を減額するものであります。第3款民生費では、第1項社会福祉費、第3 目知的障害者福祉費の知的障害者施設訓練支援費等で1,032万9,000円を追加、 第2項児童福祉費では第6目児童手当費で9,302万5,000円、第7目児童扶養手 当費で910万8,000円をそれぞれ追加、第6款農林水産業費では第2項林業費、第 2目林業振興費の間伐等森林整備促進対策事業補助金等で872万3,000円を減額、 第8款土木費では第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の道路後退用地測量委託料で1, 174万1,000円、第3目道路新設改良費の舗装新設工事等で2,404万6,00 0円をそれぞれ追加、第4項都市計画費では第4目街路事業費の緑町線街路事業で469 万6,000円を追加、第10款教育費では第7項保健体育費、第2目学校給食センター 運営費の学校給食センター特別会計繰出金で957万7,000円を減額するものであり ます。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第9款地方特例交付金では3,774万円、第10款地方交付税では2,593万8,000円をそれぞれ追加、第14款国庫支出金では第1項国庫負担金で7,126万6,000円を追加、第15款県支出金では第1項県負担金で1,551万2,000円を追加、第21款市債では毛野国白石丘陵公園整備事業債で540万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4 番(湯井廣志君) 84ページ、第10款教育費の中の第3項中学校費、第2目教育振興費で就学奨励援助事業として要保護準要保護就学援助金として189万1,000円が追加で計上されておりますが、おそらく人数が増えたものと思います。私は、9月の決算特別委員会でもこの点を質問しております。「援助を受けながら、給食費の滞納者がいるのではないか調査してください。」という話で前回9月の決算特別委員会でしております。その結果をお伺いしたいのと同時に、この189万1,000円の中でこのようなことが起こる可能性はないのか、その点をお伺いいたします。
- 議 長(佐藤 淳君) 教育部長。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) 湯井議員のご質問にお答えさせていただきます。

この就学奨励援助事業につきましては、当初予算で416人を見ております。7人ほど増えております。この中で、給食費の滞納についてのご質問ですが、10月1日現在の人数でございますが、小学校で18人、中学校で24人、計42人に1カ月以上の未払いが発生しております。この未納の原因としましては、就学援助費についてですけれども、前期・後期で支払いをしています。前期分が9月に支給、後期分が3月の2回となっております。こういった中で、実際の自己負担分も含めたものが多少遅れる部分がございます。それから、給食費の保護者の負担額ですが、平成16年度で小学生が年間4万2,900円、月額にしますと約3,900円になります。それから、中学校が年間5万1,700円、月額にしますと4,700円となっております。

それに対しまして、就学援助費の支給額は小学校で年間3万4,500円、月額にしますと約3,136円、それから、中学校で3万9,500円、月額にしますと3,500円です。小学校の就学援助費の支給率の保護者の自己負担率は80%で、8,400円少

なくなっております。また、中学校におきましては、76%で1万2,000円と少なくなっておりまして、援助費は全額支給されておりません。このようなことから、自己負担分については、未納分が発生していると思います。この辺につきましては、またいろいろな援助費が出ているわけですが、それぞれの決められた額がございますので、お願いもしているのですけれども、なかなか実際に手元に来るお金が少ないということで納入されていない方もおるのですけれども、学校側にもいろいろご協力を求めながら未納のないように努力していきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。 茂木光雄君。
- 9 番(茂木光雄君) 60ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目財産管理費で財産 管理事業98万円ということなのですけれども、家屋解体工事の内訳を教えていただきた いと思います。
- 議 長(佐藤 淳君) 企画部長。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) 60ページの財産管理費、家屋解体工事98万円でございます。この件に つきましては、場所につきまして藤岡3131番地、これは本郷田中の交差点から県の農業改良普及センターの入り口の所であります。その建物の木造かわらぶきの平屋建て約39平米、それから、木造亜鉛メッキ銅ぶき平屋建て26平米、軽量亜鉛メッキ銅板ぶきが19平米、合計で85平米、約25坪ほどの建物です。この土地を貸し付けておりましたが、賃借人の建物所有者が平成15年9月18日に死亡いたしまして、賃借人子供・兄弟、そういった方が相続放棄され、相続人が不存在となりましたので、管理すべき人がおりませんので土地所有者である藤岡市においてこの建物を解体処分するものでございます。以上です。

議 長(佐藤 淳君) 茂木光雄君。

- 9 番(茂木光雄君) こういった中で、いわゆる土地が生きるという形になると思いますけれど も、市のお金を使って土地を更地にして財産にするということになりますと、将来こうい ったものについて売却するなり、その土地を売って収入を得るとか、そういった方法とい うのは考えていないのかどうかお尋ねいたします。
- 議 長(佐藤 淳君) 企画部長。

企画部長(茂木政美君) お答えいたします。

市の土地につきましては、公共性として必要でないものであれば売却していきたい、このように思っています。

以上です。

- 議 長(佐藤 淳君) 茂木光雄君。
- 9 番(茂木光雄君) そうしますと、やはり公金をかけて取得した所の価値をきちっと把握した中で、例えばまだほかにもいろいろな付随するものが出てくると思いますけれども、やはりこういった収入を確保するという都合上から、こういった中で財産を有効に使う手段として今後そういう方針も市はとっていくというふうに解釈してよろしいのかどうかお尋ねして終わります。
- 議 長(佐藤 淳君) 企画部長。
- 企画部長(茂木政美君) そのような方針を立てていって財産処分等を考えていきたいと思っております。

以上です。

- 議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。 清水保三君。
- 2 0 番(清水保三君) 勉強不足でよくわからないのですけれども、ページは54ページです。第 14款国庫支出金の中で、どうしてもわかりづらいのが児童手当の国庫負担金というのが ずっと削られたり増えたりしているのですけれども、特に被用者小学校第3学年終了前特 例給付児童手当国庫負担金というのがあるのですね。それから、その上の方には、就学前 特例給付児童手当国庫負担金が削られる。この辺の関係はどうなっているのか伺います。
- 議 長(佐藤 淳君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

- 健康福祉部長(吉澤冬充君) 児童手当に関係する部分をご説明させていただきますけれども、制度 改正がございました。3歳未満児までであったものが平成12年から小学校就学前までに 改正したというのが一つございまして、さらに今回の改正で小学校3年生までは受給でき るということになりまして、大幅な改正、あるいは言葉の方で被用者とか非被用者という のがございますけれども、これは被用者というのは国民年金以外の者、社会保険やいろい ろなものがございますけれども、非被用者が国民年金の者と未加入者という分類になって おりまして、この辺の制度の大幅な改正に伴う入れかえというのですか、数字も変わって きますし、人数も変わってきますということでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長(佐藤 淳君) 清水保三君。
- 2 0 番 (清水保三君) 国の制度改革のためにこういうふうに変わってきた、そういう解釈でいい のですか。例えば被用者就学前特例給付児童手当国庫負担金などというのは5,900万 円も削られている。そういうものが変わって出てきたのが、その次に出てくる被用者小学 校第3学年終了前特例給付児童手当国庫負担金、そういう形に名前が変わったと、そうい

う解釈でいいのかどうか。

議 長(佐藤 淳君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(吉澤冬充君) そういう解釈をしていただければいいと思います。就学前から3年生までに拡大されたということが限定になっておりますので、その辺が大きな原因であります。

議 長(佐藤 淳君) 木村喜徳君。

1 5 番(木村喜徳君) 5 9ページ、第 2 款総務費で給料が増額補正になっている。そして、6 1 ページでは、逆に減額補正になっているのです。減額補正は人勧の関係なのか、ちょっとお伺いします。ここで、5 9ページについてはなぜ増額補正になっているのかお伺いします。あとは、8 8 ページの第 2 8 節繰出金、これについて説明を願います。

議 長(佐藤 淳君) 総務部長。

(総務部長 金井秀樹君登壇)

総務部長(金井秀樹君) お答えいたします。

人件費のうちの総務費の一般管理費が増えて、ほかが全体的に減っているからというご 質問でよろしいでしょうか。それでは、人件費の全体のことから申し上げます。

まず、全体の総額では、今回の補正では2,511万1,000円の減額となっております。それから、一般管理費の増額でございますが、これは退職者による減額分を一般管理費から出していたものが補正で増やしたために一般管理費だけが増額になったということでございます。

以上です。

議 長(佐藤 淳君) 教育部長。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) ご質問にお答えさせていだきます。

この人件費の補正減につきましては、人事異動によりまして職員数が1人減りました。 それと、1人が途中で退職したことから人件費が削られたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) 2点ほどお伺いをさせていただきますが、77ページ、商工費の中の観光 対策費で委託料の関係ですが、このテングス病除去委託料200万8,000円というこ とで計上されて、これは緊急地域雇用対策事業の県の補助金だということに解釈をさせて いただきますが、どのような病気でどの地域にこういうものが発生しているのかをお伺い いたします。 それと、80ページ、第8款土木費、公共施設管理費の中で運動施設管理事業ということで工事請負費342万3,000円、東中学校夜間照明設備改修工事という項目がありますが、たしか58国体のサッカー会場の練習場という兼ね合いであそこの東中の所にナイター設備ができたというふうに記憶をしておりますが、今、現在学校の行事は当然といたしまして、社会体育等にサッカーやソフトボールの試合に利用されております。非常に利用者にとって暗いという声が上がっております。この改修工事をすることに当たりまして、照度、ルクスというのですか、そういったものは当然明るくなることだろうと予測していますが、その辺の見解をあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議 長(佐藤 淳君) 経済部長。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) お答えいたします。

テングス病除去委託料につきまして、まず、テングス病はカビの一種でありますタフリナ菌の胞子で感染する伝染病でございます。感染した枝や幹から多数の小枝がほうき状や塊状に密生をいたしまして、健全な枝よりも早目に小型の葉が開き、病気のある枝には花が咲かなくなる上に、4年から5年あるいは10年以内に木そのものが枯れてしまうことが考えられます。その枯れた部分から菌が侵入いたしまして樹勢が劣化をし、最終的には桜の木そのものが枯れる原因になります。このテングス病に感染した枝を除去することによって、桜の寿命を長くして春ごとに咲く花をより美しく咲かせることができると考えて実施をするものでございます。全体では314本、テングス病の枝の数では約1,800カ所、場所は竹沼周辺、庚申山総合公園、七輿山、元日野西小学校等でございます。また、ご指摘のとおり、この事業は緊急地域雇用対策事業として県より事業に対しまして100%補助金が交付されるものでございます。

以上でございます。

議 長(佐藤 淳君) 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えさせていただきます。

80ページの東中学校夜間照明設備改修工事342万3,000円でございます。この 照明でございますけれども、昭和55年に設置されたものでございます。このたび9月の 下旬に電球が切れたということで調査をいたしました。そうしたところ、投光機及びボルト等歴年の劣化をしておりまして、部材の腐食が進行しておりました。そういうことで、落下の危険性があるということで全面的に改修するものでございます。質問の中で、社会 体育等で多くの方々に利用されているということで、この機会に暗いことも含めて改修したいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議 長(佐藤 淳君) 冬木一俊君。
- 1 2 番(冬木一俊君) 今のテングス病の関係につきましては、十分理解をさせていただきました。

東中学校の夜間照明の改修工事なのですけれども、落下の危険性があり、腐食等で老朽化ということで解釈をさせていただきましたが、これだけの342万3,000円の費用を使いましてせっかく改修するのでありますから、ちょっとあそこは照度が足らないと思っている市民の方がかなりいるのではないかと思います。先ほどはサッカー・ソフトということで限定して発言をさせていただきましたが、サッカーの場合についてはボールが大きいから比較的見えるのですけれども、よくあそこでA・B・Cクラスということで藤岡市のソフトボールの大会の公式戦が夜間開かれていることが多いというふうに記憶していますが、特にソフトボールの試合になると非常に見づらい。競技者の声として、そういうことを常々感じておりますので、せっかく改修工事をするのでありますから、その点ももう少し見やすいような明るくなるような方策をとっていただけるのかどうか、もう一度都市建設部長の方によろしくお願いします。

- 議 長(佐藤 淳君) 都市建設部長。
- 都市建設部長(須川良一君) 利用するに当たりまして、ちょっと暗いということでございます。改修にあわせて照度を上げてほしいという話でございますけれども、現在の補正予算の中では電球を新しくして多少は照度が上がるというような状況です。また、基本的に電源等の調査をした上でどのくらいの電力量であるか、そういうことも含めて検討した上で、できることならば議員ご質問のとおりの期待にこたえていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長(佐藤 淳君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については委員会付託を省 略することに決しました。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第90号平成16年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
 - 第21 議案第91号 平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算(第2号)
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第21、議案第91号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我亘弘君登壇)

市民環境部長(有我亘弘君) 議案第91号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条に示しましたとおり歳入歳出それぞれ8,683万円を追加し、49億914万9,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、今回の補正を含め、2.4%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第4款介護給付金、第1項介 護納付金8,683万円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正の財源となります歳入についてご説明申し上げます。第2款国庫支出金では、第1項国庫負担金で3,473万2,000円、第2項国庫補助金で5,209万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第91号平成16年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号) 本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。
 - 第22 議案第92号 平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第2号)
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第22、議案第92号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 吉澤冬充君登壇)

健康福祉部長(吉澤冬充君) 議案第92号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第2号)について、ご説明申し上げます。

> 今回の補正は、第1条でお示ししたとおり、歳入歳出それぞれ191万9,000円を 減額し、27億8,739万9,000円とするものでございます。当初予算と比較しま すと、今回の補正により約0.07%の減となっております。

> 次に、事項別明細について、ご説明申し上げます。歳出では、第1款総務費で介護保険 人件費191万9,000円を減額するものでございます。

> また、歳入につきましては、第7款繰入金で事務費繰入金191万9,000円を減額 するものでございます。

> 以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお 願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第92号平成16年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計 補正予算(第2号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。
 - 第23 議案第93号 平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第23、議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計 補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長の登壇を願います。

(教育部長 水越 清君登壇)

教育部長(水越 清君) 議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第 1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ957万7,000円を減額し、総額4億8,443万2,000円とするものでございます。当初予算と比較しますと、今回の補正率を含め1.8%の減となっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款総務費では、第1項総務管理費、第1目学校給食総務費の職員給料等で957万7,000円の減額であります。 続きまして、歳入のご説明を申し上げます。第2款繰入金では、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で957万7,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第93号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第93号平成16年度藤岡市学校給食センター特別会計 補正予算(第1号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。
 - 第24 議案第94号 平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 長(佐藤 淳君) 日程第24、議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予 算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

(上下水道部長 三木 篤君登壇)

上下水道部長(三木 篤君) 議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で定めてありますように歳入歳出それぞれ119万2,000円を追加し、総額11億8,560万1,000円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め0.1%の伸びとなっております。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第1款公共下水道費では、第1項公共下水道費の人件費等で119万2,000円の追加であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入のご説明を申し上げます。第5款繰入金では、一般会計繰入金で119万2,000円を追加するものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くだ さいますようお願い申し上げます。

議 長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号については、会議規則 第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会付託を省 略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第94号平成16年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

第25 請願・陳情について

議 長(佐藤 淳君) 日程第25、請願・陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第5号から第8号、陳情第5号については、文書表のとおり所管の委員会に付託いたします。

平成16年第7回市議会定例会請願文書表

(12月定例会)

付託委員会 前橋市紅雲町1-2-2 食料・農業・農村基本計画 経済建設 5 16.11.16 食とみどり、水を守る群馬 見直しに関する請願 常任委員会 県民会議 議 長 坂本 棟男 紹介議員 茂木 光雄 前橋市紅雲町1-2-2 WTO・FTA交渉に関する 経済建設 16.11.16 食とみどり、水を守る群馬 請願 6 常任委員会 県民会議 議 長 坂本 棟男 紹介議員 茂木 光雄 藤岡市藤岡884-7 全額国庫負担の「最低保障年 教務厚生 7 16.11.16 全日本年金者組合群馬県本 金制度」創設を政府に求める 常任委員会

> 藤岡支部長 高橋 恒男 紹介議員 清水 保三

請願書

請願番号 受付年月日 請願者住所・氏名 件 名 付託委員会

藤岡市下日野2265 郵政事業経営形態に関する国 総 務

8 16.11.22 大樹会藤岡支部 への意見書提出の請願 常任委員会

 支部長
 黒澤
 一章

 紹介議員
 木村
 喜徳

平成16年第7回市議会定例会

陳情文書表

(12月定例会)

陳情番号 受付年月日 陳情者住所・氏名 件 名 付託委員会

藤岡市上日野1209 救急車の24時間態勢(昼夜) 総 務

5 16.11.25 日野の明日を考える会 の配備確立方促進について 常任委員会

代 表 小暮 満

外2名

休会の件

議 長(佐藤 淳君) お諮りいたします。議事の都合により12月10日から15日までと18 日から20日までの9日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、12月10日から15日までと18日から20日までの9日間休会することに決しました。

散 会

議 長(佐藤 淳君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

午後2時36分散会